

阿波おどり事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 阿波おどり事業において生じた課題（以下「課題」という。）について検証するため、阿波おどり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、課題について専門的見地から意見を述べるとともに、阿波おどり実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し、検証結果について提言する。

(組織)

第3条 評価委員会は、別表に定める委員をもって構成する。

(任期)

第4条 委員の任期は、毎年8月1日から翌年7月31日までとし、再任を妨げない。

ただし、任期途中の補欠の委員及び役員の任期は、その残任期間とする。

2 本要綱の制定年度に限り、前項の規定にかかわらず委員任期の開始日を本要綱の施行日とする。

(委員長等)

第5条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の運営に関する事務は、阿波おどり実行委員会事務局において処理する。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営等について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行する。

別表

(敬称略、50音順)

氏名	所属等
加渡 いづみ	四国大学短期大学部ビジネス・コミュニケーション科 教授
河野 匡哉	後藤会計事務所 公認会計士
清水 理	本家大名連 連長
杉田 弘樹	一般社団法人日本旅行業協会中四国支部徳島地区委員会 委員長
長井 定明	徳島文理大学短期大学部学部長 教授
山本 啓司	城東法律事務所 弁護士